

## 理容師法施行条例（案）概要

### 1 目的

理容師法（昭和22年法律第234号）の一部改正により、理容の業及び理容所における衛生上必要な措置に関する基準等について区の条例で定める必要がある。

### 2 内容

理容の業を行う場合に講ずべき措置

清潔な作業衣を着用すること、マスクを使用すること、身体を清潔に保つこと、消毒済の器具と未消毒の器具を別の容器に収めること、器具を清潔に保つこと、消毒薬を随時取り換えること等

理容所について講ずべき措置

作業室の床面積は13平方メートル以上であること、1作業室の理容椅子の数は床面積に応じた数を設けること、作業を受けている客以外を作業室へ入れないこと、十分な数量の器具・布片を備えておくこと等

理容所以外の場所で業を行うことができる場合

ア 社会福祉施設等の入所者に対して理容を行う場合

イ 演劇に出演する者等に対して理容を行う場合

社会福祉施設等に理容所を開設する場合の特例（上記の特例）

理容所利用困難者のために社会福祉施設等において理容所を開設する場合、理容所について講ずべき措置のうち、作業室の床面積について一部緩和することができる。

### 3 施行期日

平成24年4月1日